

○南相馬市スポーツ施設条例施行規則（抜粋）

（利用手続）

**第7条** 条例第15条第1項の規定によりスポーツ施設の利用許可を受けようとする者は、スポーツ施設利用許可申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、小高体育センター、小高片草運動場（テニスコート）、鹿島体育館、千倉体育館、前川原体育館、雲雀ヶ原陸上競技場、夜の森公園テニスコート、南相馬市テニスコート、南相馬市弓道場、南相馬市民プール、南相馬屋内市民プール、小川町体育館、北新田運動場第2運動場、南相馬市相撲場及び栄町柔剣道場の個人利用については、当日申請するものとする。

- 2 前項の申請書は、利用しようとする日の前日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者においてやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- 3 指定管理者は、スポーツ施設の利用許可の申請について、当該施設を利用しようとする日の属する月の1月前の初日（1月にあつては、4日）から、別に定める方法によりその予約の受付を行い、最も早く予約をした者を予約申請者に決定するものとする。ただし、指定管理者においてやむを得ないと認めるときは、この限りでない。